

【EU】域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告の全面改正

調査企画課 濱野 恵

* 2022 年 1 月、EU 域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告が全面改正され、移動制限は、ワクチン接種や陰性検査結果の有無といった個人の状況に基づき行われることになった。

1 背景・経緯

EU 加盟国の国籍を有する EU 市民は、域内を自由に移動し、居住する権利を有する。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に際して、EU 加盟国（以下「加盟国」）が独自に入国時の隔離期間や検査義務等を設定し、域内自由移動に多大な影響が及んだため、2020 年 10 月、閣僚級代表で構成される EU 理事会は、自由移動制限における協調した取組に関する EU 理事会勧告（Council Recommendation (EU) 2020/1475. 以下「旧勧告」）を採択した¹。旧勧告は、感染状況が深刻な順に、各地域を「赤色」、「オレンジ色」、「緑色」及び情報が不十分な場合等の「灰色」に色分けし、域内自由移動を制限する際は、色分けに応じた対策を採ることを勧告した。感染状況の悪化を受け、2021 年 2 月には、旧勧告が改正され（Council Recommendation (EU) 2021/119）、感染状況が更に深刻な地域の色として「暗赤色」が追加された。

その後、ワクチン接種率の上昇や、EU デジタル COVID 証明書（ワクチン接種、検査結果陰性又は COVID-19 からの回復のいずれかを証明するもの）の導入等を受けて、2021 年 11 月、欧州委員会は、地域の感染状況ではなく、ワクチン接種や陰性検査結果の有無といった個人の状況に基づく移動制限を行う方向に改正する新たな勧告案を提出した（COM(2021) 749）。

オミクロン株の感染拡大の影響により、勧告案の採択は予定よりも遅れたが、EU 理事会による若干の修正を経て、2022 年 1 月 25 日、「COVID-19 対応としての自由移動制限における協調した取組に関して定め、勧告(EU)2020/1475 を廃止する 2022 年 1 月 25 日の理事会勧告」²（Council Recommendation (EU) 2022/107. 以下「新勧告」）が採択され、同年 2 月 1 日に適用が開始された。新勧告の適用期間は、同年 6 月 30 日までとされている。

2 新勧告の概要

(1) 構成

新勧告は、8 分野 35 項目及び附則で構成される。「一般原則」（第 1 項目～第 10 項目）、「COVID-19 パンデミック下での安全な自由移動を容易にするための協調枠組み」（第 11 項目～第 15 項目）、「例外」（第 16 項目）、「EU 信号地図並びにこれに基づく例外及び追加的な措置」（第 17 項目～第 19 項目）、「懸念される変異株又は注目すべき変異株³への対処及び緊

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 3 月 8 日である。

¹ 旧勧告、EU デジタル COVID 証明書規則に関しては、次を参照。濱野恵「【EU】EU デジタル COVID 証明書規則の公布、域内移動制限の協調に関する EU 理事会勧告の再改正」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, pp.2-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11708946_po_02880201.pdf?contentNo=1>

² Council Recommendation (EU) 2022/107 of 25 January 2022 on a coordinated approach to facilitate safe free movement during the COVID-19 pandemic and replacing Recommendation (EU) 2020/1475 [2022] OJ L 18/110. <<http://data.europa.eu/eli/reco/2022/107/oj>>

³ 世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルスの分類であり、懸念される変異株（Variants of concern）は感染力や毒性の増大、ワクチン効果の低下等がみられるものをいう。注目すべき変異株（Variants of interest）は感染力、

急ブレーキ」(第20項目～第26項目)、「乗客位置特定書及び接触者追跡」(第27項目～第28項目)、「公衆への伝達及び情報提供」(第29項目～第31項目)、「末尾規定」(第32項目～第35項目)である。なお、勧告は、規則、指令等とは異なり、法的拘束力を有しない。

(2) EU デジタル COVID 証明書保有者の移動の自由

EU デジタル COVID 証明書を保有する移動者には、原則として、追加的な移動制限(検査の実施や隔離期間の設定等)が課されるべきではない。ただし、EU デジタル COVID 証明書は、次のいずれかを証明するものでなければならない。①ワクチン接種証明:1回接種のワクチンは1回目、2回接種のワクチンは2回目の接種後14日以上270日以内であること又は追加接種を受けたこと。②検査結果陰性証明:到着前72時間以内のPCR検査等の核酸増幅検査(NAAT)又は到着前24時間以内の迅速抗原検査で陰性であったこと。③回復証明:COVID-19から回復しており、核酸増幅検査で最初に陽性となってから180日以内であること。

他方、EU デジタル COVID 証明書を保有していない移動者は、到着前又は到着後24時間以内に検査を受けることが求められる可能性がある。

(3) 感染状況に関する情報提供及び「暗赤色」地域からの移動制限

欧州疾病予防管理センター(European Centre for Disease Prevention and Control: ECDC)⁴は、加盟国から提供されるデータに基づき、毎週、地域の感染状況に応じて色分けした地図(EU 信号地図(EU traffic light map))を公表する。色分けは、感染が深刻な順から順に「暗赤色」、「赤色」、「オレンジ色」、「緑色」となる。また、検査件数が一定数以下の場合には「濃灰色」、色指定のためのデータが不十分である場合は「灰色」となる。

各地域の色は、①過去14日間の新規感染者数、②ワクチン接種率、③検査件数に基づき指定される。ただし、①の新規感染者数は、②のワクチン接種率が高いほど少なくなるよう調整されるため、ワクチン接種率の高低が色分けの決定に影響を与え得る。

旧勧告では、この地図の色分けがとるべき対策の基準となっていた。これに対し、新勧告では、この色分けは、最も深刻な「暗赤色」の地域からの移動を除き、感染状況に関する加盟国や公衆への情報提供を主目的とする。

最も深刻な「暗赤色」の地域からの移動者は、ワクチン接種証明や回復証明を保有していない場合、出発前に検査を受け、到着後は10日間の隔離期間を置くことが求められる。ただし、到着後5日目以降に実施した検査で結果が陰性となれば、隔離期間を終了できる。

(4) 懸念される変異株等への対応

懸念される変異株等の拡大又は地域の感染状況の急激な悪化に対応するため、加盟国は、EU デジタル COVID 証明書の保有者に対しても、検査の受検や隔離期間を求めることができる(緊急ブレーキ)。欧州委員会も、特に変異株の拡大を抑制するため、EU 理事会に対し、そのような制限を設ける勧告を発するよう提案することができる。

(5) 乗客位置情報書の提出

国境を越えて移動する者の接触者追跡のため、加盟国は、座席指定の集団輸送手段(航空機等)による入国者に対し、連絡先や滞在先住所等の情報を記した乗客位置情報書(Passenger Locator Form)の提出要求を検討することができる。

重症度等への影響が予測される又は既知の変異があり、複数国で深刻な市中感染例の発生等がみられるものをいう。“Tracking SARS-CoV-2 variants.” WHO website <<https://www.who.int/en/activities/tracking-SARS-CoV-2-variants/>>

⁴ 感染症対策を強化することを目的としたEUの専門機関。